

京都市訓令甲第 20 号

事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 23 年 3 月 31 日

京都市長 門川大作

第 1 条中「担当課長、企業出納員等」を「担当課長等」に、「定め」を「定めることにより」に改める。

第 6 条中「各事業所」を「事業所」に改める。

別表第 1 第 1 類の款保健福祉局保健衛生推進室の項中「京都市立病院」を削り、同表第 2 類の款保健福祉局保健福祉部の項中「醍醐和光寮引継事務所」を削り、同款保健福祉局保健衛生推進室の項中「，京都市立京北病院」を削り、同表第 3 類の款保健福祉局生活福祉部地域福祉課の項を削る。

別表第 2 事業所の長（南部クリーンセンター所長及び京都市立病院長を除く。）の項中「及び京都市立病院長」を削る。

別表第 2 事業所の庶務を担当する課長、歴史資料館次長及び産業技術研究所企画情報室副室長の項第 9 号中「500,000 円、京都市立病院管理課長にあっては 400,000 円」を「，500,000 円」に改める。

別表第 2 課長、部長、発達障害者支援センター長、青葉寮長、児童療育センター所長、統括部長及び総看護師長（衛生環境研究所の課長を除く。）の項中「，児童療育センター所長、統括部長及び総看護師長」を「及び児童療育センター所長」に改める。

別表第 2 産業技術研究所副所長の項第 6 号を同項第 8 号とし、同項第 5 号の次に次の 2 号を加える。

- (6) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関すること。
- (7) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等並びに個人情報の取扱いの是正に関すること。

別表第 2 身体障害者リハビリテーションセンター所長の項第 2 号中「身体障害者福祉法による身体障害者更生施設支援」を「障害者自立支援法による施設入所支援及び自立訓練」に改める。

別表第 2 京都市立病院長の項から京都市立病院企業出納員の項までを削る。

別表第 4 事業所の長（東京事務所長を除く。）の項第 8 号中「，京都市立京北病院長」

を削る。

別表第4埋立事業管理事務所長の項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 1件100,000円以下の溶融スラグの売却決定及び契約に関すること。

別表第4桃陽病院長及び京都市立京北病院長の項中「及び京都市立京北病院長」を削る。

別表第4京都市立京北病院企業出納員の項を削る。

別表第4土木事務所長の項中第12号を第13号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 1件1,000,000円以下の災害復旧工事その他の緊急に施行が必要な工事に係る工事請負契約（基本契約を締結済みのものに限る。）に関すること。

別表第4福祉事務所保護課長の項を次のように改める。

福祉事務所 保護課長	(1) 生活保護法による保護の変更に関すること。 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の変更に関すること。
福祉事務所 保護課担当 課長（保健 福祉局生活 福祉部地域 福祉課適正 化推進担当 課長をもつ て充てる担 当課長を除 く。）	(1) 担当世帯に係る生活保護法による保護の変更に関すること。 (2) 担当世帯に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の変更に関すること。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第6条関係）

専決者	専決事項
	(1) 所属職員の休暇、欠勤等の承認等に関すること。

保育所長

- (2) 所属職員の市内出張等に関すること。
- (3) 所属職員の時間外勤務命令に関すること。
- (4) 日直及び宿直に関すること。
- (5) 軽易な照会及び回答に関すること。
- (6) 延長保育、一時保育及び休日保育の利用承認等に関すること。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)